

規制改革会議 御中

# **債務整理における カウンセリングの重要性と 解決策**

2008年8月6日

株式会社 ステーションファイナンス  
谷口龍彦

## 1. 2007年～消費者金融の現状



2001年4月施行 「民事再生法」

2005年1月施行 「改正破産法」

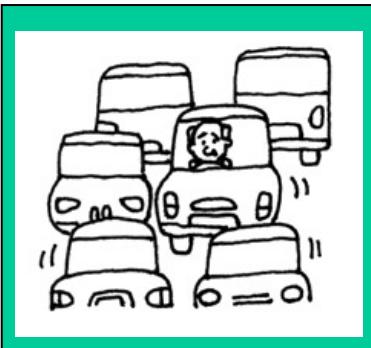
2006年1月 「利息返還(過払金返還)請求」に対する最高裁判決

2006年12月成立 「改正貸金業法」

- ・金融庁
- ・一部の代議士
- ・クレ・サラ弁護士団
- ・一部の有識者
- ・マスコミ

毎年、春と秋の交通安全週間では、警察官が交差点で交通整理を行う風景が見られるが、決まって、交通渋滞を起こしている。昨今の法規制も、これに似たところがあり、過剰な法規制により、消費者金融業界が大きく混乱している。当業界の警察官は、金融庁をはじめとする上記のメンバーであり、そのメンバーにより、今日の改正貸金業法へ繋がった。

## 2. 消費者金融の現状での問題



## 顧客

1. 年収の1/3規制で融資拒絶。
2. 利息返還請求はしたが、以後の新規融資拒絶。
3. 選別強化のため顧客は融資が受けられない
4. 顧客は返済のみになる

## 消費者金融会社

1. 消費者信用市場の収縮
2. 利息返還請求対応
3. 顧客選別強化(融資率低下)
4. 倒産、廃業の増加
5. 金融機関からの融資(営業資金)が受けられない

「お金が回らない」



## 新たな社会問題

1. 中小企業の倒産急増
2. 住宅ローンの延滞急増
3. ヤミ金からの借入急増
4. 不正、詐欺犯罪の増加(保険証の生年月日の改ざんなど)

## 利益を享受するもの

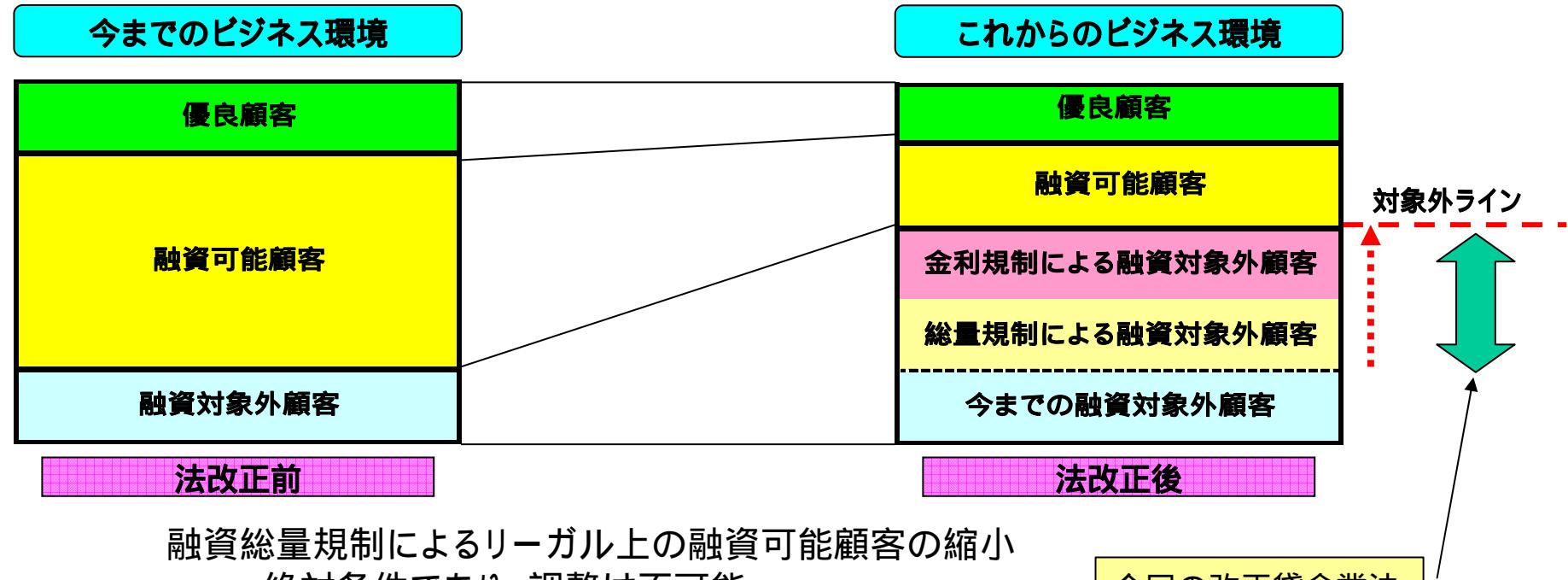
1. 利息返還請求は「10兆円特需」
2. 一部弁護士、司法書士は、「利息いバブル」  
1弁護士事務所で2年8ヶ月で6000件超の債務整理。
3. 潤うヤミ金業者

別紙参照  
資料: 1  
資料: 2  
資料: 3  
資料: 4

今回の改正貸金業法は、多重債務者への対策として、改正されたものであるが、新たな社会問題を生んでいる。借入するために、個人信用情報センターのブラック情報を逃れるための保険証など身分証明書の生年月日の改ざん事例も増えている。

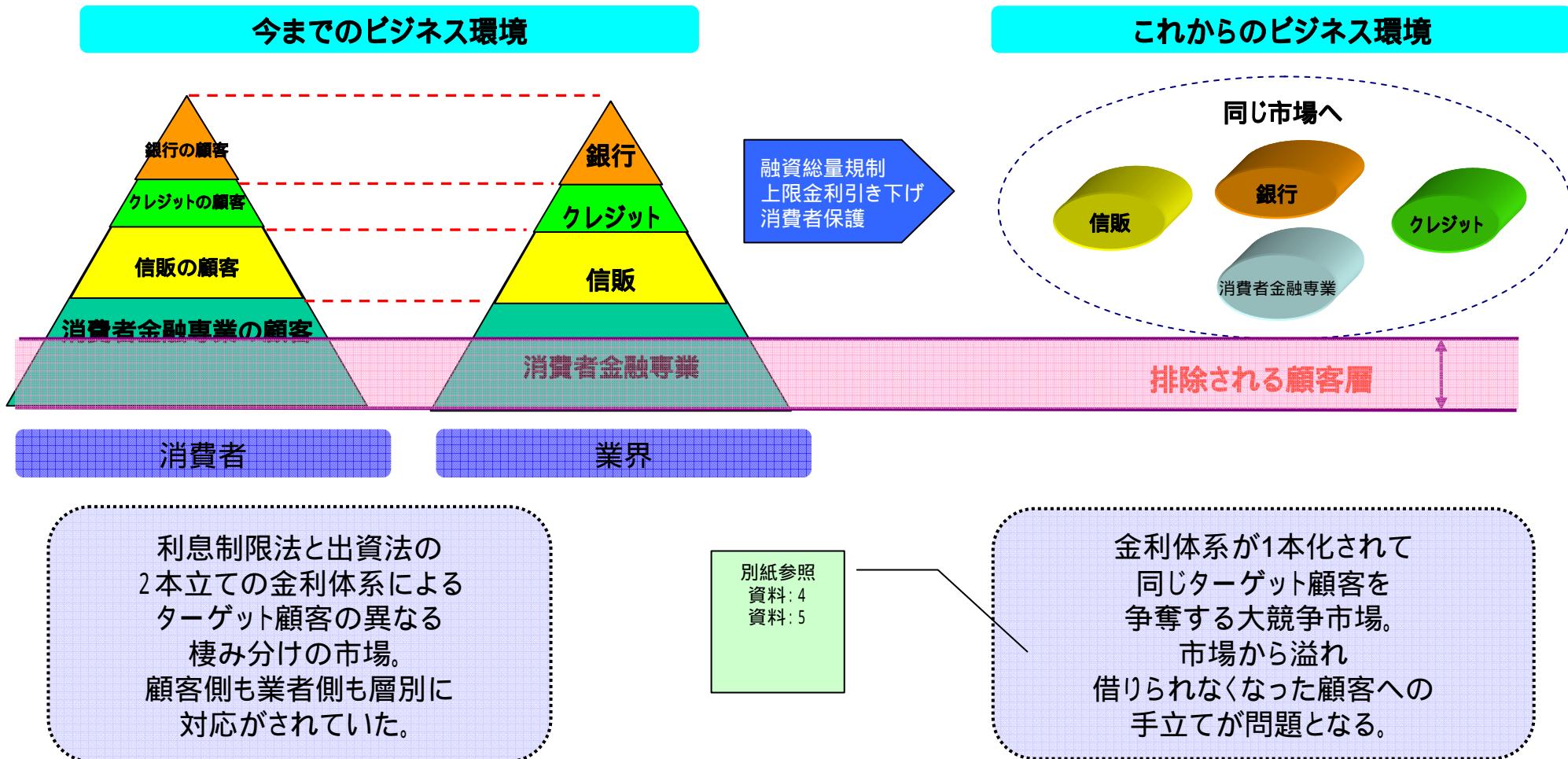
### 3. 今後の市場動向

#### (1) 消費者金融市场の縮小



総量規制や上限金利引き下げによる与信の厳格化により、市場規模が縮小する。  
今回の改正資金業法で融資を受けられなくなった顧客への手当てを考えなければなら  
ない。今後は、問題として、顕在化する。

## (2) 市場の競争激化



消費者金融業者にとって、金利により、業種ごとに、棲み分けが可能だった時代から、他の業種と同じ市場での競争が必要な時代へとになった。その結果、消費者金融専業会社を中心に、廃業、倒産、合併などの業界再編が始まった。

(業法改正による信用収縮のドミノ連鎖)



返せなくなった人、借りられなくなった人たちへのケア「カウンセリング」が必要となっている。

## (カウンセリング体制の整備)

### 未着手の課題

#### 事前 カウンセリング

#### 事中 カウンセリング

#### 事後 カウンセリング

カウンセリング定義	実際にお金を借りたときに備えて、健全な利用が促進されるための金銭管理教育を指す。(クレジットカードでの物品購入も含む)	債務者が返済途中で、返済困難な状況にならないための債務の返済に関わる相談の受付や生活態度への助言を指す。	債務者が債務の返済が出来なくなって破綻したときの対応を指す。
対象者	債務がない人 または債務を新しく借り入れするとき	債務があって実際に返済をしている人 (今回の改正貸金業法で影響を受ける500万人～700万人?はコアターゲット) 1000万人(近代セールス2007年10月15日号 岩田昭雄氏の記事による)	返済困難に陥った債務者
目的	健全な家計を運営していくための知識を身につける。	現在利用中の債務を債務者自らが返済し、健全な家計を維持するための支援をする。	破綻した生活から脱却するための債務整理を支援する。
対応	公的機関		
	業界団体		
	企業		
主な手段  「*」は、2007年4月 金融庁発表 多重 債務問題改善プロ グラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校でのクレジット教育 (高校家庭科でのクレジット教育*)</li> <li>公的機関による低利融資制度 (日本版グラミン銀行の設立*)</li> <li>業界団体による啓蒙活動</li> <li>企業による貸付時の説明義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業による相談窓口の設置</li> <li>企業による相談員制度の充実</li> <li>和解による返済の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力解決</li> <li>法的手手続きによる解決策 (自己破産、民事再生法、調停)</li> <li>公的機関による低利融資制度</li> <li>セーフティネットの整備 (自治体500箇所に相談窓口*)</li> </ul>

今後は、入り口から出口までの、統合的なカウンセリング体制の確立が必要である。

事前と事後のカウンセリングは、施策が講じられようとしているが、事中のカウンセリングには、手立てが講じられていない。

別紙参照  
資料: 6